

eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項 改訂項目一覧

※eラーニングコースを実施するに当たっての留意事項(本文)及び別添について今回、改訂した箇所を青字とし、時限措置の取扱いについては、黄色のマーカで記載しています。

文書	番号	改訂箇所	頁	改訂内容
留意事項 (本文)	1	全体	-	平仄の訂正(誤字、表記ゆれ及び参照番号の訂正、文章の平易化等)
	2	出席要件の特例	-	令和3年12月21日から令和5年3月31日までの間に開講する訓練科については、出席要件に特例措置が設けられていましたが、期限到来のため廃止されました。 詳細については、労働局へお問い合わせください。
	3	雇用保険適用就職率	P51	eラーニングコース及び短期・短時間特例訓練で令和5年3月31日までに開始される訓練科であり、訓練期間が2か月以上3か月未満又は訓練時間が月60間以上80時間未満であるものは、雇用保険適用就職率に特例措置が設けられており、30%以上が基準となっていました。期限到来のため廃止されました。 これに伴い、令和5年4月1日以降に開講するeラーニングコース及び短期・短時間特例訓練コースの雇用保険適用就職率は、他の実践コースと同様に35%以上が基準となります。
留意事項 (別添)	4	別添4	P66	受講者本人の疾病又は負傷以外で訓練を欠席した場合の「やむを得ない理由」として、「就業するため」という例を記載していましたが、令和5年4月1日以降に開講する訓練科からは対象外となるため削除しました。
	5	別添12	P85	介護分野及び障害福祉分野における人材確保を支援するため、一定の要件を満たす場合に、認定職業訓練実施奨励金(職場見学等促進奨励金)の特例措置(1人につき1万円)が設けられました。(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに開講する訓練科に限る)
	6	別添13 別紙4	P113	職業訓練受講給付金支給申請書の記載例を修正しました。
	7	別紙14	P114,116	令和5年4月1日から訓練受講申込みをする場合については、従来の訓練対象(就職や転職を目指して訓練を受講する方)に加えて、直ちに転職せずに働きながら訓練を受けてスキルアップに取り組もうとする方も訓練対象者となりました。
様式集	8	A-20-2 受講時間管理簿	P33	様式下部「記載例」の「出席・欠席・遅刻・早退」を削除しました。
	9	B-6 職業訓練受講給付金支給申請書	P43	「現在の就労の有無」欄から独立し、新たに「収入」欄が設けられました。 それに伴い、以降の項目の番号も1つずつ繰り下がることとなりました。
	10	実施様式3 キャリコン・就職支援記録簿(記入例)	P51	集団形式で実施する「就職支援」については、当記録簿への記入を不要としました。
	11	B-18 感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書	P91	受講者氏名欄の「年齢」記入欄を削除しました。
	12	A-39 感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより訓練を欠席したことの申告書	P93	・「診察日」及び「訓練を欠席した期間」において、「平成」を削除しました。 ・受講者氏名欄の「年齢」記入欄を削除しました。
	13	B-19 感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書	P95	受講者氏名欄の「年齢」記入欄を削除しました。
	14	A-30 求職者支援訓練受講者アンケート	P99	項目3処理欄について、eラーニングコースの場合は(3)の①から③までのうち「はい」に1以上○が付いている場合に、1点を記入する取り扱いとなり、その旨が追記されました。
その他	15	雇用保険関係書類	-	ホームページに掲載している様式データに、「その他」として雇用保険受給者が訓練を欠席した際の証明書を掲載しています。(令和5年3月17日以降適用の留意事項を公開した際、改訂項目に漏れていたため追記しました) 当該様式の詳細については、ハローワークへご確認ください。
	16	データ連動版	-	ホームページに掲載している「データ連動版」について、様式A-29 終了届の「訓練終了日」を入力すると様式A-34 認定職業訓練就職者名簿の「就職状況調査締切日」及び「就職状況報告締切日」が自動入力される仕様となっていますが、「就職状況調査締切日」が2月28日に当たる場合、1日誤りが生じる可能性のある数式が入力されていたため、当該欄の数式を修正しました。